



Fairtrade Label Japan (FLJ)

特定非営利活動法人フェアトレード・ラベル・ジャパン

認証・監査規定

R-04

Version 4.1

Issued Date: 2026/09/01

お問い合わせ先：認証部門 (info@fairtrade-jp.org)

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-04
認証・監査規定	Version	4.1
	Page	2 of 24
	Approved by	認証部門

内容

1. 目的	4
2. 関連書類	4
3. 関連通知書	4
4. 監査	4
4-1 監査の目的	4
4-2 認証機関	5
4-3 監査対象組織	5
4-4 監査計画の策定	6
4-5 FLJ 監査確認項目	6
4-6 監査の費用	6
4-7 監査における義務	6
4-7-1 認証事業者の義務	6
4-7-2 監査人の義務	7
4-7-3 FLJ の義務	7
5. 認証プロセス	7
5-1 認証申請の要件	7
5-2 認証サイクル	8
5-3 リスクカテゴリーと監査頻度	8
5-4 監査実施時期	8
5-5 監査の種類と実施手順	11
5-5-1 実地監査	11
5-5-2 リモート監査	12
5-5-3 書類監査、特定項目監査	13
5-6 認証の証明書	14
5-6-1 仮認証書	14
5-6-2 認証書	14
6. その他の監査	14
6-1 臨時確認監査	14
6-2 非通知監査	15
7. 認証判定の種類	15
7-1 認証取得/継続/更新	16
7-2 仮認証の取消	16
7-3 認証一時停止	16
7-4 認証取消	17

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-04
認証・監査規定	Version	4.1
	Page	3 of 24
	Approved by	認証部門

8.	認証の自発的解除	18
8-1	認証契約の終了（輸入、製造、卸組織）	18
8-2	ライセンス契約の終了（ライセンシー）	18
9.	国際フェアトレード認証への再申請	18
10.	監査実施通知から認証判定通知までの手順.....	19
11.	認証判定に対する異議申立て手続き	20
12.	監査関係文書の保管	21

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-04
認証・監査規定	Version	4.1
	Page	4 of 24
	Approved by	認証部門

1. 目的

本規定書は、FLJ が認証を管轄する対象組織、監査実施方法、認証サイクル、監査対象組織及び監査人等の義務、および認証判定手順等について規定する。

2. 関連書類

国際フェアトレード認証契約

ライセンス契約書

R-01 用語規定

R-02 料金規定

R-03 国際フェアトレード認証ラベル ライセンス規定

Fairtrade Organization Code

様式 A 国際フェアトレード認証申請書

様式 C 製造委託申請書

様式 K 認証に関する内容確認書

反社会的勢力排除に関する誓約書

FLJ 監査確認項目 : <https://www.fairtrade.net/jp-jp/for-business/how-to-get-involved/audit.html>

監査調書

監査終了確認書

3. 関連通知書

監査実施通知書

監査結果通知書

認証判定通知書

仮認証書・認証書

4. 監査

4-1 監査の目的

ライセンス契約および国際フェアトレード認証契約に基づき、ライセンシーおよび輸入、製造、卸の各組織（以下、「認証事業者」）がフェアトレードの理念をよく理解しその推進に努めるとともに、国際フェアトレード基準を遵守し国際フェアトレード認証製品・原料（以下、「認証製品」）を適切に輸入、製造、販売しているか、ライセンス対象物（国際フェアトレード認証ラベル、FIS ラベル）を適切に使用しているか、各種報告が適切に実施されているか、またライセンス料・年間認証料等の支払いが適切になされているか等について定期的に監査し、監査指摘事項について認証事業者に対し是正措置を講じ改善を促すことによって、認証製品の適正な普及並びに生産者等の支援を図ることを目的とする。

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-04
認証・監査規定	Version	4.1
	Page	5 of 24
	Approved by	認証部門

なお、FLJ は日常のコミュニケーションを通して潜在的な不適合を確認した場合には、認証事業者が予防措置を講じることができるよう、業務の改善を通知する。

4-2 認証機関

輸入組織、製造組織、卸組織の認証機関は、次の条件によって FLOCERT か FLJ かに分類される。

カテゴリー I : FLOCERT 認証管轄組織

以下のいずれかの条件に該当する組織は原則として FLOCERT によって認証される。FLOCERT へ支払う料金は、FLOCERT の Trade Certification Fees 規定に従うものとし、本規定および R-02 料金規定には含めない。

- ・フェアトレード価格およびプレミアムを支払うペイヤーとして国際フェアトレード認証製品（原料）の輸入のみを行う組織
- ・ペイヤーとして国際フェアトレード認証製品（原料）の輸入に加え、製造、卸販売または最終製品販売を行う組織のうち、年間総売上高が 100 億円以上である組織
- ・国際フェアトレード認証原料や中間製品（未完成製品）を海外に販売する組織

カテゴリー II : FLJ 認証管轄組織

以下の条件に該当する組織は、FLJ によって認証される。

- ・カテゴリー I に該当しない組織

カテゴリー I に該当する組織の認証および監査は FLOCERT の規定に従うものとし、本規定に定める監査および認証プロセスは、カテゴリー II に該当する組織に適用する（監査対象組織については次項を参照）。

なお、認証機関は原則として上記の条件により決定されるが、組織構造、取引形態その他の個別の事情により上記の条件によることが適当でないと認められる特別な理由がある場合には、FLJ が最終的に認証機関を決定するものとする。この場合、FLJ は決定の理由を記録し、文書にて当該組織に通知する。

4-3 監査対象組織

FLJ とライセンス契約、または国際フェアトレード認証契約を締結しているすべての認証事業者を対象とする。ただし、FLJ とライセンス契約を締結している認証事業者のうち FLOCERT の認証を受けている事業者は対象外とする。

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-04
認証・監査規定	Version	4.1
	Page	6 of 24
	Approved by	認証部門

4-4 監査計画の策定

FLJ は毎年 3 月に翌年度の監査実施計画を策定し、監査を実施するものとする。ただし、初回監査は別途計画されるものとする。実地監査の場合、FLJ はオープニングミーティング、製造記録、取引書類の確認、インタビュー・ヒアリングの実施、該当する施設の物理的監査、およびクロージングミーティングを実施するために十分な時間を計画するものとする。監査時間は、認証事業者の認証範囲およびその他の要因を考慮して決定されるものとし、当該要因には、以下を含むがこれらに限定されない。

- 認証事業者の組織構造および規模
- 取り扱う国際フェアトレード認証原料又は製品の種類および数量
- 追加組織（Additional Entities）の有無およびその数
- 認証事業者が担う役割とその内容（例：輸入、製造、卸等）
- 実施される監査の種類（初回監査、更新監査、中間監査）

原則として初回、更新監査の実地監査時間は、5 時間程度とし、監査項目が限定される中間監査の実地監査は 3 時間程度とする。

4-5 FLJ 監査確認項目

FLJ 監査確認項目は、国際フェアトレード基準、FLOCERT 規定および FLJ 規定で定められた要求事項を基に、国際フェアトレードラベル機構および FLJ が作成するリストであり、FLJ の実施する監査において使用されるチェックリストである。監査確認項目は、重要項目(Major)、一般項目(Core)に分類される。最新の監査確認項目は、FLJ の web サイトにて確認できる。

なお、認証事業者が国際フェアトレード基準、および監査確認項目について解釈を求める場合、FLJ に説明を求めるものとする。FLJ は、解釈に関する確認を国際フェアトレードラベル機構に行い、認証事業者に通知する。

4-6 監査の費用

監査費用は原則として年間認証料および年間ライセンス認証料に含まれるものとする。ただし、臨時確認監査（第 6-1 項を参照）が必要と判断された場合、認証事業者または認証申請者は臨時確認監査実施費用を別途負担しなければならない。臨時確認監査費用は実地、リモート、書類監査を問わず 1 回あたり 15 万円（税抜き）とする。

4-7 監査における義務

4-7-1 認証事業者の義務

認証事業者は、FLJ より要求された監査を受ける義務がありこれを拒むことはできない。また監査を受ける認証事業者は、国際フェアトレード基準の遵守を示すための適切な関係書類を準備し、閲覧させ、複写するとともに、事務所・工場等への立ち入りなど監査の実施に全面

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-04
認証・監査規定	Version	4.1
	Page	7 of 24
	Approved by	認証部門

的に協力しなければならない。なお監査の種類に関わらず、輸入、製造、卸組織は監査日より過去 1 年間、ライセンシー、小規模ライセンシーは過去 3 年間の認証製品（原料）に関する記録を保持し、閲覧できるよう準備するものとする。

4-7-2 監査人の義務

監査人は、本規定に従い客観的事実に基づいて監査を行わなければならない。また、判断及び意見の表明にあたっては、常に公平な立場を保持しなければならない。また監査人は、監査の過程で知りえた機密情報をほかに漏らしてはならない。FLJ との契約終了後も同様とする。

4-7-3 FLJ の義務

FLJ は客観的事実に基づき判断及び意見の表明を行い、常に公平な立場を保持しなければならない。また FLJ は、監査の過程で知りえた機密情報をほかに漏らしてはならない。

5. 認証プロセス

5-1 認証申請の要件

本規定に基づく認証申請は、日本に法的な拠点を置いて活動する組織を対象とし、製造委託組織を認証範囲に含める場合も、当該組織が日本に法的な拠点を置いて活動していることを要する。対象となる製品は、国際フェアトレード製品基準および最低価格・プレミアム表に規定されている製品とし、FLJ は、金、銀および貴金属類については認証を行わず、これらを認証の範囲に含めない。

認証事業者は以下の基準を満たした場合、国際フェアトレード認証に申請する資格を有する。

- ・必要な申請書類が提出されていること。
- ・活動が国際フェアトレード基準の範囲に一致していること
- ・活動が、国際フェアトレード・トレーダー基準、関連する製品基準、および FLOCERT や FLJ が定める方針に適合していることが示されること。
- ・前回の監査で明らかにされた不適合がすべて解決されていること（該当する場合）。

なお FLJ は、申請者の行動または活動が Fairtrade Organization Code に適合しない場合には、例外的な場合として申請を否認することができる。当該判断は客観的な基準に基づき公平に行われなければならない、十分な証拠による裏付けを要する。FLJ は申請を否認する場合、否認した事実およびその理由、ならびに苦情および異議申立ての手續（第 11 項を参照）を文書にて申請者に通知する。

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-04
認証・監査規定	Version	4.1
	Page	8 of 24
	Approved by	認証部門

認証のプロセスは認証事業者の認証申請書の受理をもって開始され、初回認証料及び適用される場合には初年年間認証料の支払いをもって契約締結となる。FLJ は申請の受理後、適用される国際フェアトレード基準、申請者が実施する活動、取り扱う商品および対象となる事業所を特定し、認証範囲を確定するものとする。契約締結後、5-4 項で記載される初回監査の是正措置終了までは仮認証期間となる。仮認証期間中は、フェアトレード認証取得を示す、表示や主張をしてはならない。

なお、申請者が必要書類の未提出等により申請手続が未完了のまま 12 か月が経過した場合、当該申請は中断・失効するものとする。失効後に改めて国際フェアトレード認証の取得を希望する場合、申請者は申請手続を最初から行わなければならない。

認証事業者が認証またはライセンスの範囲を変更する場合（取扱商品の追加、役割の追加、商品の削除、製造委託組織の追加等）には、FLJ の定める申請書を提出し、FLJ の承認を受けなければならない。認証事業者は、承認前に当該範囲においてフェアトレード取引を行うことはできない。商品または役割を追加する場合は、適用される料金の支払いが確認された後、変更を反映した認証書が再発行される。商品を削除する場合の料金への反映は、申し出を受けた日から原則として 1 か月後とする。なお、すでに支払われた初回認証料、年間認証料、年間ライセンス認証料その他の料金は、認証範囲の変更、認証の自発的解除（第 8 項）、または認証取消（第 7-4 項）のいずれの場合も返還しない。製造委託組織を認証範囲に追加する場合は、認証書の再発行は行わない。

5-2 認証サイクル

輸入・製造・卸を行う認証事業者の認証サイクルは 5 年、輸入、製造、卸を行わない単独ライセンシーおよび小規模ライセンシーの認証サイクルは 6 年とする。

5-3 リスクカテゴリーと監査頻度

監査の頻度・実施時期は、認証事業者のリスク評価によって判定されるリスクカテゴリー（添付 1、2）により決定される。FLJ は、高額なプレミアムの支払額、取引量の多さ、複雑な組織構造、組織変更の多さ、重要項目の不適合履歴、新しい商品の取扱い、複雑な取引関係、ならびにこれに限らないリスク要因を分析しリスクの評価を行うものとする。

各認証事業者のリスクカテゴリーは記録され監査の度に見直しをされる。また FLJ は、確認項目について不適合の可能性がないか、日常のコミュニケーションおよび非通知監査を実施することによって監視するものとし、監査サイクルの途中で新しいリスクが認められた場合にはリスクカテゴリーの見直しを行い、必要に応じて追加で監査を実施するものとする。

5-4 監査実施時期

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-04
認証・監査規定	Version	4.1
	Page	9 of 24
	Approved by	認証部門

A. 認証サイクル（5年）

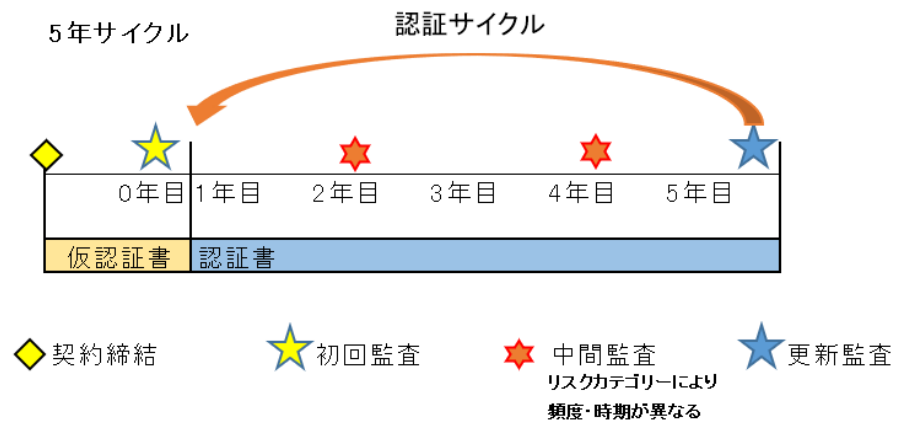


図 5.1 認証サイクル（5年）と監査実施時期（リスクカテゴリーB の場合）

輸入、製造、卸のいずれかを行う組織は、5年の認証サイクルが適用される。ただし、製造を行う小規模ライセンスを除く。

A-1. 初回監査

契約が締結されると仮認証書が発効され、仮認証書発効日より6カ月以内に初回監査が実施される。ただし、申請審査中又はその後何らかのリスク要因が発見され、事業者が高リスクカテゴリーに該当することが確認された場合は、仮認証発行後速やかに初回監査を実施する。

初回監査は原則として実地で行われ、該当するすべてのFLJ監査確認項目について審査される。監査結果を基に添付1に従ってリスクカテゴリーが判定され、不適合項目の是正措置が完了すると認証書が発行される。

A-2. 中間監査

添付1リスクカテゴリーに記載の監査頻度に従って、認証サイクルの中間に中間監査が実施される。中間監査は、FLJ監査確認項目のうち重要項目等の限定された項目のみを確認するものとする。中間監査の頻度は認証サイクル中4回を上限とし、リスクカテゴリーに応じて、実地監査、書類監査、特定項目監査のいずれかの方法で実施される。特定項目監査は、中間監査のうち、実地監査、書類監査に比べてさらに確認範囲を限定し、認証原料（製品）の取引数量の確認、または前回監査で指摘された不適合項目の是正状況の確認等、特定の項目のみに対象を絞って書類により確認を行う監査をいう。

A-3. 更新監査

認証サイクル5年目に更新監査が実施され、該当するすべての監査確認項目が監査の対象となる。更新監査は原則として実地にて行うが、リスクカテゴリーCの認証事業者のうち、マスマラ

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-04
認証・監査規定	Version	4.1
	Page	10 of 24
	Approved by	認証部門

ンスを適用している認証事業者、またはフェアトレード原料の保管や加工を行っていない認証事業者については、2 回毎の更新監査においてリモートで監査を行う場合がある。

国際フェアトレード基準への遵守が確認されると新しい認証書が発行され、次の認証サイクルが開始される。

B. 認証サイクル（6 年）



図 5.2 認証サイクル（6 年）と監査実施時期（リスクカテゴリーE の場合）

小規模ライセンス、輸入、製造、卸を行わない単独ライセンスは 6 年の認証サイクルが適用される。

B-1. 初回監査

契約が締結されると仮認証書が発効され、仮認証書発効日より 12 カ月以内に初回監査が実施される。製造をする小規模ライセンス組織は実地にて行われ、マスバランスを適用している小規模ライセンス、フェアトレード認証原料を保管、加工していない小規模ライセンスおよび単独ライセンスの場合は実地ではなくリモートでの監査が行われる。

初回監査では、該当するすべての FLJ 監査確認項目について審査される。監査結果を基に添付 1 に従ってリスクカテゴリーが判定され、不適合項目の是正措置が完了すると認証書が発行される。

B-2. 中間監査

添付 2 リスクカテゴリーに記載の監査頻度に従って、認証サイクルの中間に中間監査が実施される。中間監査は、FLJ 監査確認項目のうち重要項目等の限定された項目のみを確認するものとする。中間監査の頻度は認証サイクル中 2 回を上限とし書類監査または特定項目監査とする。特定項目監査は、中間監査のうち、書類監査に比べてさらに確認範囲を限定し、認証原料（製品）の

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-04
認証・監査規定	Version	4.1
	Page	11 of 24
	Approved by	認証部門

取引数量の確認、または前回監査で指摘された不適合項目の是正状況の確認等、特定の項目のみに対象を絞って書類により確認を行う監査をいう。

B-3. 更新監査

更新監査は認証サイクルの6年目に実施される。更新監査は該当するすべての監査確認項目が監査の対象となる。製造をする小規模ライセンス組織は実地にて行われ、マスバランスを適用している小規模ライセンス、フェアトレード認証原料を保管、加工していない小規模ライセンスおよび単独ライセンスの場合は原則としてリモートでの監査とする。

国際フェアトレード基準への遵守が確認されると有効期間が7年の新しい認証書が発行され、次の認証サイクルが開始される。

5-5 監査の種類と実施手順

監査は、FLJ から授権された代理人、または資格要件を満たす FLJ 職員（以下、「監査人」）によって実施される。監査人は、必要に応じて関連する外部からの情報も参照する。監査で得た、又は外部からの様々な情報のクロスチェックを行い、信頼性を立証できる証拠書類のみを監査の証拠として取り扱う。また監査人は、前回の監査での指摘事項について、是正措置が継続されているかを十分に確認するものとする。

5-5-1 実地監査

実地監査は、認証事業者の事務所、製造工場、製造委託先及び倉庫等を訪問し原則として以下の手順に従って実施される。なお実地監査には、国際フェアトレードラベル機構または FLJ の職員が同席することがある。

① オープニングミーティング

オープニングミーティングでは、監査人が自己紹介を行い、監査の目的・範囲・スケジュールを説明する。また、認証事業者および追加組織の連絡先情報を確認する。さらに、監査に影響を及ぼす可能性のある特定の状況を把握するため、認証事業者に対し施設全体の概要説明を求める。

② 担当者へのインタビュー・ヒアリングの実施

監査人は、認証事業者の関連部署の担当者に対し、トレーダー基準の理解および運用状況についてヒアリングを行う。これには、職務分掌、内部手続の実施状況、記録管理の方法、購買、製造、販売等のプロセスの運用状況が含まれる。必要に応じて関連資料の提示を求める。

③ 原料保管場所、製造工場での物理的トレーサビリティ等の確認（該当する場合のみ）

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-04
認証・監査規定	Version	4.1
	Page	12 of 24
	Approved by	認証部門

監査人は、認証製品（原料）が要求事項に従って管理されているかを確認するため、原料保管場所、製造ライン、倉庫等を巡回し、物理的トレーサビリティおよび分別管理措置を確認する。保管場所での区分保管、識別表示、仕掛品・完成品の流れ、搬入・搬出記録との整合性などに着目し、非認証品との混合防止措置の適切性を評価する。必要に応じて現場担当者への追加確認や資料の提示を求める場合がある。

④ 認証製品（原料）の製造及び取引に関する書類のサンプリングチェック

サンプリングは全体の監査結果を推測できるような代表的なものでなくてはならず、監査人によって選択される。監査人は、原則として各サプライチェーンにつき、最低1つのサンプルを確認するものとする。ただし、最大5サンプルとする。

⑤ クロージングミーティング（不適合項目の説明）

クロージングミーティングでは、確認された不適合が監査人によって認証事業者の説明される。認証事業者は、特定されたすべての不適合事項に対して、どのように是正措置を講じるかの説明を求められる。監査人は、特定された不適合をどのように満たすかを認証事業者に助言することはないが、要求事項を説明し、遵守のための実践的な一般例を提示することがある。確認された不適合は監査終了確認書に記載され、認証事業者と監査人の双方によって署名される。

監査の結果は、監査調書としてFLJに報告され、以降の手順は「10. 監査実施通知から認証判定通知までの手順」に従って進められるものとする。

5-5-2 リモート監査

リモート監査は、以下の手順にて実施されるものとする。

① 監査実施通知書の送付

FLJは書類提出期限の1か月前までに、提出書類、書類提出期限、提出方法等を記載した監査実施通知書を送付する。

② 認証事業者による書類の準備および提出

認証事業者は、監査実施通知書に記載された提出書類を期限までに準備し、FLJへ提出するものとする。提出書類には、以下が含まれるが、これらに限定されない。

- 認証製品（原料）の取引記録および数量報告
- 請求書、納品書、契約書等の取引関連書類
- トレーサビリティを確認できる記録
- 前回監査で指摘された不適合に対する是正措置の記録（該当する場合）

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-04
認証・監査規定	Version	4.1
	Page	13 of 24
	Approved by	認証部門

なお、提出された書類は、監査の証拠として取り扱われる

③ 追加確認およびコミュニケーション

提出書類の内容に不明点や疑義がある場合、監査人は以下の方法により追加確認を行うことができる。

- 電子メールまたは電話、オンラインミーティングによる確認
- 追加資料の提出要請

④ オンラインミーティングの実施

書類提出後に、提出内容の確認および運用状況の理解を目的として、オンラインミーティングを実施するものとする。

オンラインミーティングでは、主に以下の事項を確認する。

- 認証範囲および業務内容の確認
- トレーサビリティ管理および記録管理の方法
- 国際フェアトレード基準に対する理解および運用状況

⑤ 不適合項目と是正内容の確認

確認された不適合は、監査終了確認書に記載され、認証事業者と監査人の双方によって署名されるものとする。不適合項目および是正内容に関する認証事業者と監査人のやり取りは、④のオンラインミーティングにおいて行われる。

①～⑤の手順の後、リモート監査の結果は、監査調書として FLJ に報告され、以降の手順は「10. 監査実施通知から認証判定通知までの手順」に従って進められるものとする。

5-5-3 書類監査、特定項目監査

書類監査、および特定項目監査は、以下の手順にて実施されるものとする。

① 監査実施通知書の送付

FLJ は書類提出期限の 1 か月前までに、提出書類、書類提出期限、提出方法を記載した監査実施通知書を送付する。

② 認証事業者による書類の準備および提出

認証事業者は、監査実施通知書に記載された特定項目に関連する書類を準備し、提出期限までに FLJ へ提出するものとする。

③ 追加確認およびコミュニケーション

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-04
認証・監査規定	Version	4.1
	Page	14 of 24
	Approved by	認証部門

監査人は、提出された書類について指定された特定項目に限定して内容を確認し、提出書類の内容に不明点や疑義がある場合、以下の方法により追加確認を行うことができる。

- 電子メール、電話、またはオンラインミーティングによる確認
- 追加資料の提出要請

①～③の手順の後、書類監査および特定項目監査の結果は、監査調書として FLJ に報告され、以降の手順は「10. 監査実施通知から認証判定通知までの手順」に従って進められるものとする。

5-6 認証の証明書

5-6-1 仮認証書

仮認証書は初回認証料の支払いが確認され、認証契約が締結されると発効される。輸入・製造・卸組織の有効期間は最大 9 カ月間とする。ライセンシーおよび小規模ライセンシーの仮認証書の有効期間は最大 12 カ月とする。ただし、輸入・製造・卸組織については、フェアトレードの取引が行われていないこと等を理由とする文書化された例外的な場合に限り、有効期間を通算で最大 12 カ月まで延長することができる。また、ライセンシーについては、フェアトレードの取引が行われていない場合に限り、有効期間を通算で最大 24 カ月まで延長することができる。その場合 FLJ は、文書にて認証事業者に通知するものとする。

なお、仮認証発効前に申請者が認証製品（原料）の取引を開始していることが発覚した場合、申請者は仮認証書を受領することはできない。その場合には、直ちに初回監査として臨時確認監査を受け認証を取得することとする。

5-6-2 認証書

監査により該当するすべての国際フェアトレード基準への遵守が確認されると、5 年の認証サイクルが適用される輸入・製造・卸組織には 6 年間の有効期間を記載した認証書が送付される。6 年の認証サイクルが適用されるライセンシー、小規模ライセンシーの認証書の有効期間は 7 年間とする。認証書はすべての不適合項目が是正され、その事実を FLJ が確認した場合に限り発行されるものとする。

なお FLJ は、例外的な状況でない限り認証書の有効期限の延長は行わないものとする。有効期限が延長された場合には、文書にて認証事業者に通知される。

6. その他の監査

6-1 臨時確認監査

FLJ は以下のいずれかの場合に該当した場合、臨時確認監査を実施する。

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-04
認証・監査規定	Version	4.1
	Page	15 of 24
	Approved by	認証部門

- ・初回、更新、中間監査において指摘された不適合項目に関し、是正措置の評価と実施状況の確認が別途必要であると判断された場合。
- ・認証事業者から認証事項に関する変更届の提出があった場合、又は認証事業者が認証事項を変更したことが判明した場合のうち、FLJ が臨時確認監査を実施する必要があると判断した場合。
- ・第三者からの情報提供その他の方法により、認証事業者が監査確認項目の重要項目に適合しない恐れのある事実を把握した場合。
- ・仮認証取得前に認証事業者よりフェアトレード条件で購入した原料を、例外適用等を利用して認証取得後にフェアトレード認証製品（原料）として販売することを希望する場合。

臨時確認監査は原則として実地にて行われるが、可能な場合に限り書類にて行うものとする。なお FLJ は、臨時確認監査の実施決定に対する認証事業者からの異議申立ては認めないものとする。

6-2 非通知監査

FLJ は、以下を理由として監査対象組織数（ただし、ライセンシーのみの認証をもつ事業者数を除く）の約 3% に該当する組織数に対し非通知監査を実施する。非通知監査は、原則として事前通知なしで実施される。ただし、FLJ は効果的な非通知監査が実施できないと判断した場合、事前に通知することができる。その場合、FLJ は事前通知がなされた理由を記録しておかなければならない。

- ・認証事業者が深刻な基準違反をしている事が示唆されるような情報がもたらされた場合
- ・監査頻度の少ないリスクカテゴリー C, E（添付 1、2 を参照）の認証事業者がサンプルチェックとして、ランダムに選出された場合
- ・認証範囲が拡大された場合
- ・例外適用が承認された場合
- ・国、地域、認証製品による特定のリスクがある場合
- ・取引量の大幅な増加、取引の開始等、その他重要な変更がある場合
- ・不適合の是正状況について、定期的な確認が必要と判断された場合
- ・その他不適合のリスク、国際フェアトレード認証の評判を下げるリスクが確認された場合

なお、計画された中間監査は非通知で実施されることがある。

7. 認証判定の種類

監査又は認証プロセスにおいて、国際フェアトレード基準、規定に対し認証事業者の不適合を発見した場合、FLJ は不適合報告書（監査実施時は、監査結果通知書）にて不適合項目を通知し改

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-04
認証・監査規定	Version	4.1
	Page	16 of 24
	Approved by	認証部門

善活動をとるよう認証事業者に指示するものとする。また、FLJは潜在的な不適合項目に関し、認証事業者が予防対策をとるよう観察項目として指摘することができる。

不適合報告書の送付後、および監査実施後には下記のいずれかの認証判定を行い認証事業者に通知するものとする。なお、認証一時停止、認証取消となった事業者名および判定日は、FLJのウェブサイトにて一定期間公表する。

認証の判定はFLJが自ら行うものとし、当該判定業務を第三者に委託することはできない。

7-1 認証取得/継続/更新

事業者は、認証製品（原料）の売買を継続して行うことができる。

7-2 仮認証の取消

仮認証は、以下のいずれかの理由により取消となる。

- 初回監査にて重大な不適合が判明した場合
- 仮認証期間において不適合が確認され通知され、事業者が定められた時期までに、実施された是正措置の証拠書類をFLJに提出しなかった場合。
- 事業者より報告された証拠書類の有効性が、FLJによって認められなかった場合

事業者は仮認証取消の発効日以降、認証製品（原料）の売買をすることができず、認証ラベルまたは「FAIRTRADE」のブランドを使用してはならない。また、未納品の契約がある場合でも、認証製品（原料）として流通させることはできない。認証事業者は認証書を受け取ることができず、「仮認証の取消（契約終了）」通知書が発行される。

7-3 認証一時停止

認証は、下記のいずれかの理由により一時停止される。一時停止の期間は、原則として一時停止の通知日より30日間とする。

- 監査重要項目に対して重大な不適合の報告がなされ、FLJが確認のための調査を行う場合。
- 認証事業者が定められた時期までに、実施された是正措置の証拠書類をFLJに提出しなかった場合。
- 認証事業者より報告された証拠書類の有効性が、FLJによって認められなかった場合。

上記理由により認証が一時停止された場合には、不適合項目の是正期間として原則として30日間が与えられる。なお、是正期間中に臨時確認監査を実施することがある。FLJは、是正期間の終了後速やかに是正措置の状況および証拠書類を検証し、一時停止を解除するか、認証取消にする

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-04
認証・監査規定	Version	4.1
	Page	17 of 24
	Approved by	認証部門

るかの判断を行うものとする。当該期間内には是正措置の完了が確認されない場合、FLJ は認証を取消すものとする。

ただし、認証事業者からは是正期間の延長の要請があり、かつ不適合の内容および是正措置に要する期間に照らしてその理由が妥当であると FLJ が認めた例外的な場合に限り、一時停止の期間を通算で最大 6 カ月まで延長することができる。この場合、FLJ は延長を認めた理由および延長後の是正期限を記録し、文書にて認証事業者に通知するものとする。延長後の期間内においても不適合項目が是正されない場合、FLJ は認証を取消すものとする。

認証事業者は、一時停止発効日以降、既存の取引関係を証明できない取引先と認証製品（原料）に関する新たな契約を締結することができない。既存の取引関係がある取引先との間では新たな契約を締結することができるが、その数量は前年に当該取引先と取引された数量の 50%を上限とする。なお、既存の取引関係の有無は FLJ が判断する。また一時停止期間中は、有効な国際フェアトレード認証を有している旨の広告、表示または主張を行ってはならない。一時停止発効日以前に締結された認証製品（原料）の売買契約については、いずれの場合も一時停止期間中に履行するものとする。ただし、不適合項目が製造に関する重要項目の場合、FLJ は一時停止以降の認証製品（原料）の製造および販売を禁止または制限することができる。

7-4 認証取消

以下に該当する場合、一時停止を経て認証が取消される。

- 認証一時停止後、定められた時期までに、実施された是正措置の証拠書類が FLJ へ提出されなかった場合。
- 認証一時停止後、認証事業者より報告された証拠書類の有効性が、FLJ によって認められなかった場合。
- これまでの不適合の履歴や改善状況により、一時停止の期間の上限である一時停止の通知日より 6 カ月以内に要求事項に適合する見込みがないと判断された場合。または、要求事項を継続して遵守する見込みがないと判断された場合。

ただし FLJ は次のいずれかに該当する場合、一時停止を経ることなく認証事業者の認証を取消することができる。

- 認証契約、国際フェアトレード認証ラベルの使用に関して度重なる違反があった場合。また、違反行為に対して何ら改善がなされない場合。
- 同一の重要項目に対して前回の認証サイクルから 3 回以上の度重なる不適合がある、前回の認証サイクルから 2 回以上の認証一時停止が発効された等の経歴があり、認証事業者が国際フェアトレード基準に順守する意思がないと判断された場合。

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-04
認証・監査規定	Version	4.1
	Page	18 of 24
	Approved by	認証部門

- 販売数量報告書の提出、年間認証料、ライセンス料、年間ライセンス認証料の支払に度重なる遅れがあった場合。
- FLJ の監査と情報収集の権利を拒絶した場合。
- FLJ が登録された担当者のメールアドレスや電話番号に連絡しても反応がなく、コミュニケーションがとれない場合。

認証事業者は認証取消の発効日以降、認証製品（原料）の売買をすること、および新規の契約を締結することができず、認証ラベルまたは「FAIRTRADE」のブランドを使用してはならない。また、未納品の契約がある場合でも、認証製品（原料）として流通させることはできない。認証を取消された事業者は、認証原料（製品）を販売するすべての認証事業者には認証取消の事実を通知しなければならない。

8. 認証の自発的解除

8-1 認証契約の終了（輸入、製造、卸組織）

輸入、製造、卸を行う認証事業者は、3 か月前の書面による通知をもって自発的に認証を解除することができる。輸入、製造、卸の認証契約が終了した日以降、認証事業者は、認証原料の販売、購入その他いかなる取引も行いうことができず、また国際フェアトレード認証に基づく表示または主張を行ってはならない。

8-2 ライセンス契約の終了（ライセンシー）

ライセンシーは、暦年の末日(12 月 31 日)までの 6 ケ月の予告期間を設けた書面による通知により、理由なくいつでもライセンス契約を終了させることができる。その際、ライセンシーは、契約終了日から 90 日の期間、契約終了日までに包装され、自社が保有するライセンス製品のすべての在庫を処分する権利を有する。ただし、販売についてのライセンス料は、販売終了後 30 日以内に FLJ に支払われるものとする。また、ライセンシーは、販売終了後に残ったライセンス製品、包装材料および販促物を第三者に譲渡、販売その他の方法で提供する場合には、あらかじめ認証ラベルを完全に除去し、または今後再び使用できずかつ視認できない状態にしなければならない。

9. 国際フェアトレード認証への再申請

認証取消となった認証事業者は、以下の条件を満たす場合に限り再申請する事ができる。

- (1) 申請の段階で、是正措置が必要であった監査項目に対し適切な対処がなされている
- (2) 認証取消以前に支払いが完了していなかったすべての料金、プレミアム等の支払いが申請時において完了している。

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-04
認証・監査規定	Version	4.1
	Page	19 of 24
	Approved by	認証部門

- (3) 再申請を行う認証事業者は、新たな申請者として認証プロセスの全工程を経るものとし、初回監査として該当するすべての FLJ 監査確認項目について監査を受ける。
- (4) 過去の不適合の内容又は取消の経緯に照らし FLJ が必要と判断した場合には、仮認証書を発行することなく初回監査を実施することに同意すること。この場合、申請者は認証書の発行まで、フェアトレード認証取得を示す表示または主張を行ってはならない。
- (5) 国際フェアトレード基準の意図的な回避を理由として認証を取消された場合は、前各号に加え、運営または経営体制の変更を行い、かつ国際フェアトレード基準を遵守する意思および能力を示すこと。なお、基準の意図的な回避とは、非認証原料を認証原料として申告する、取引又は在庫の記録を偽る、認証範囲外の事業所で工程を行う等、基準の要求を形式上満たしているように見せて実質を免れる行為をいい、是正措置により解消する単なる不適合とは区別する。

10. 監査実施通知から認証判定通知までの手順

監査実施の通知、監査の実施、認証の判定は下表に従って実施することとする。

表 10.1 監査の手順

	項目	内容	期限
1	監査実施の通知 (FLJ→認証事業者)	FLJ は「監査実施通知書」により認証事業者に監査の実施日時、監査場所、監査人および準備書類等を通知する。リモート監査、書類監査および特定項目監査の場合は、提出書類、書類提出期限、提出方法およびオンラインミーティングの有無等を通知する。	実地監査の場合は監査実施日の 1 ヶ月前まで、リモート監査、書類監査および特定項目監査の場合は書類提出期限の 1 ヶ月前まで
2	監査の実施 (監査人→認証事業者)	FLJ 監査項目に沿って、監査を実施する。 ※書類監査、特定項目監査の場合は、提出期限までに要求された書類を FLJ に提出する。	
3	監査報告 (監査人→FLJ)	監査人は、監査終了後速やかに監査の結果を「監査調書」により FLJ に報告する。	監査実施日より 1 ヶ月以内
4	監査結果の審査と監査結果の通知 (FLJ→認証事業者)	FLJ は、「監査調書」を基に監査結果を審査し、認証事業者へ改善を求める事項（不適合項目）を記載した「監査結果通知書」を認証事業者に発行する。	監査実施日より 2 ヶ月以内

Fairtrade Label Japan (FLJ)		Document No:	R-04
認証・監査規定		Version	4.1
		Page	20 of 24
		Approved by	認証部門

5	是正措置の実行及び確認 (認証事業者→FLJ)	認証事業者は改善策を実行し、是正措置実行の証拠書類を FLJ へ提出する。	「監査結果通知書」発行日より 30 日、または 90 日以内。※更新監査、中間監査の場合、重要項目が不適合の場合は 30 日以内。 ※初回監査の場合は、原則として 30 日以内。
6	認証の判定 (FLJ→認証事業者)	・是正措置の完了が確認されると、FLJ は認証の継続/更新を認証事業者へ通知する。初回監査・更新監査で認証の更新が確認された場合には、別途「認証書」が送付される。 ・期日までに是正措置の完了が確認されない場合、FLJ は「認証一時停止」を通知する。認証取消まで 30 日間の猶予が与えられる。 ・「認証一時停止」の通知より 30 日以内には是正措置の完了が確認されない場合、「認証取消」が通知される。 ※なお改善状況によっては、臨時追加監査の要請をする。	是正措置の証拠書類受領日より 1 ヶ月以内

11. 認証判定に対する異議申立て手続き

すべての認証事業者は、FLJ が通知した認証に関する判定について、以下の手順に従い異議申立てをすることができる。FLJ は異議申立ての結論がでるまでの間通知された認証判定は維持されるが、FLJ の判断で認証の一時停止又は認証取消をすることが可能である。また、第三者から寄せられた認証に関する苦情等に関しても同様の手順に従い処理される。ただし、6-1 項で記載される臨時確認監査の実施決定に関する認証事業者からの異議申立ては認めないものとする。また、本項の手続きは、5-1 項に基づく認証申請の否認および第 9 項に基づく再申請の不受付についても準用するものとし、認証申請者は本項の手順に従い異議申立てをすることができる。

なお、すべての苦情および異議申立ては最初に FLJ に対し行うものとする。認証事業者は FLJ の対処に満足できない場合、最終審議結果に対しての更なる異議申立てを行う場合に限り、国際フ

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-04
認証・監査規定	Version	4.1
	Page	21 of 24
	Approved by	認証部門

フェアトレードラベル機構 Oversight Committee (OC) に異議申立を行うことができる。ただし、OC は FLJ の最終審議結果を変更することができず、FLJ の審査過程において不適切な決断がなされていなかったかを検証し、該当する場合には指導するものとする。

FLJ は、すべての苦情および異議申し立ての内容、およびそれらの解決または改善のためになされた行動を記録するものとする。

表 11.1 異議申立手順

	項目	内容	期限
1	認証の判定に対する異議申立て (認証事業者→FLJ 事務局)	FLJ からの認証判定に異議がある場合、その内容を証拠書類とともに書面にて、 opinion@fairtrade-jp.org へ送付、又は FLJ 事務所に郵送し申立てを行う。	書類受領日より 14 日以内
2	苦情及び異議申し立ての受理及び通知	正式に受理した事を、申請者に対し文書で通知する。	苦情および異議申し立て受領後 10 日以内
3	異議申し立て内容の審議	代表理事は対応責任者を任命し、理事長の責任のもと必要なすべての情報を収集し、検証を行い、改善等適切な処理を行う。	
4	異議申し立てに対する最終審議結果の通知 (対応責任者→認証事業者)	対応責任者は、最終審議結果を申請者に通知する。	異議申立受領日より 45 日以内

12. 監査関係文書の保管

監査関係の文書類は、重要機密書類として漏洩なきよう FLJ 事務所に 5 年間保管するものとする。

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-04
認証・監査規定	Version	4.1
	Page	22 of 24
	Approved by	認証部門

改定履歴

Version	日付	改定理由
1.0	2013 年 6 月 1 日	新規作成
2.0	2015 年 1 月 1 日	■R-01 用語規定 V3.0 を反映 ■認証・監査システムの変更を反映 ・第 5 項の認証サイクル、監査実施時期、認証書発効時期の変更。 ・5-4-1 項「仮認証書」の導入 ・6-2 項「非通知監査」の追記 ・7-2 項「一時停止」の判断基準の改定 ・7-3 項「取消」の判断基準の改定 ・表 10.1 監査の手順 6「是正措置の実行及び確認」の追記 ・第 11 項 「 認証結果の判定に対する異議申立て手続き」の手順および期限の変更
2.1	2016 年 3 月 1 日	■4-2 項 FLOCERT 認証組織であるライセンシーも、ライセンシーとして FLJ の監査対象となることを反映し、末文を削除。 ■4-3 項 末文の追記 ■第 10 項 表 10.1 ・「監査結果改善回答書」の削除 ・是正措置証拠書類の提出期限の変更。（監査結果改善回答書提出日より 1 ヶ月以内から、監査結果通知書発行日より 30 日または 90 日以内へ） ・認証一時停止、取消手順の追加。 ■第 11 項 末文の追記。
3.0	2019 年 2 月 5 日	■4-2 項 FLOCERT の認証を持つライセンシーを FLJ 監査対象組織から削除 ■Fairtrade International Requirements for Assurance Providers V2.0 を反映。 ・5-3 項リスク評価と監査頻度の追加 ・5-4 項 B-1 ライセンシー、小規模ライセンシーの初回監査 実施時期変更 ・5-5-1 項 ライセンシー、小規模ライセンシーの仮認証期間を最大 12 カ月に変更

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-04
認証・監査規定	Version	4.1
	Page	23 of 24
	Approved by	認証部門

		・6-2 項 非通知監査 末文を追記。 ・「7-2 項 仮認証の取消」を追記。
3.1	2022 年 1 月 28 日	4-6 項 臨時確認監査の監査費用を改定。 表 10.1 監査の手順の「認証一時停止の警告」プロセスを廃止。 6-1 項 臨時確認監査の実施条件として、仮認証取得前にフェアトレード条件で購入した場合を追記。
4.0	2024 年 3 月 25 日	Fairtrade International Requirements for Assurance Providers V2.1 を反映。 ・5-2 項 輸入、製造、卸組織の認証サイクルを 3 年から 5 年に変更。 ・5-4 項 認証サイクルの変更に伴い監査実施時期を改定。 ・5-5-1 項 実地監査の①オープニングミーティング⑤クロージングミーティングの詳細を追記。 ・5-5-3 項 特定項目監査の導入 ・5-6-2 項 輸入、製造、卸組織の認証サイクルの変更に伴い認証書の有効期限を 4 年から 6 年に変更。
4.1	2026 年 9 月 1 日	・4-2 項 認証機関 輸入・製造・卸組織の認証機関（FLOCERT／FLJ）の区分を追記。これに伴い従前の 4-2～4-6 項を 4-3～4-7 項に繰下げ。 ・4-4 項 監査計画の策定 監査時間の決定要因および実地監査時間の目安を追記。 ・5-1 項 認証申請の要件 申請要件および仮認証期間の記載を整理。 ・5-3 項 リスクカテゴリーと監査頻度 末文を追記。 ・5-4 項 A-2、B-2 中間監査 監査頻度の上限および特定項目監査の定義を追記。 ・5-5 項 監査の種類と実施手順 前文を追記。 ・5-5-1 項 実地監査 ①～⑤の実施手順を詳細化。 ・5-5-2 項 リモート監査 ①～⑤の実施手順を追記（⑤「不適合項目と是正内容の確認」を新設）。 ・5-5-3 項 書類監査、特定項目監査 ①～③の実施手順を追記。

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-04
認証・監査規定	Version	4.1
	Page	24 of 24
	Approved by	認証部門

		・第 8 項 認証の自発的解除 8-1 項（輸入、製造、卸組織）と 8-2 項（ライセンス）に区分し、契約終了後の取扱いを改定。 ・表 10.1 監査の手順 監査の実施方法および是正措置の提出期限の記載を明確化。 ・ Fairtrade International Requirements for Assurance Providers V2.1 との整合性確認に伴い、5-6-1 項（仮認証書の有効期間の延長）、5-4 項 A-3（更新監査をリモート監査とする場合の限定）、7-3 項（一時停止期間中の表示・主張の禁止）、第 9 項（再申請時の初回監査の受審）、表 11.1（異議申立ての提出期限を 14 日以内に変更）を改定。
--	--	--

添付1 リスクカテゴリーと認証サイクル・監査実施時期

カテゴリー	条件	認証サイクル	監査の頻度
A	下記のいずれかに該当する事業者 ・監査において、不適合が確認項目の五分之一以上指摘された事業者 ・重要項目の不適合が要因で認証一時停止となった事業者 ・プレミアム750,000USD(約75,000,000円)以上に相当する取引をする事業者 ・不適合の可能性を示す根拠のある報告、申し立て(allegation)がなされた事業者 ・その他FLJが判断した認証事業者	5年	認証サイクルに4回実施 更新監査:1回 中間監査:4回※ ※2回実地監査、2回は特定項目監査
B	・監査での不適合数がほぼ平均値であった事業者 ・(かつ/または)直近の認証サイクルで、重要項目の不適合が要因で認証一時停止となっていない事業者 ・(かつ/または)直近の認証サイクルにおいて、度重なる認証一時停止、認証取消の経歴がない事業者	5年	認証サイクルに3回実施 更新監査:1回 中間監査:2回※ ※実地又は書類監査1回(注1)、特定項目監査1回
C	・監査での不適合数が低い事業者 ・かつ、重要項目での不適合がない事業者 ・かつ、直近の認証サイクルにおいて一時停止、認証取消の経歴がない事業者 ・かつ、ペイヤーではない事業者 ・かつ、認証サイクルを1サイクル以上経験している組織、またはフェアトレードの取引が非常に少ない事業者 ・かつ、販売報告書の度重なる遅延のない事業者 ・かつ、プレミアム150,000USD(約15,000,000円)以上に相当する取引をしていない事業者 ・物理的に製品(原料)を取り扱っていないトレーダー	5年	認証サイクルに2回実施 更新監査:1回 中間監査:1回 ※ ※特定項目監査

注1:物理的に製品(原料)を取り扱っていない事業者、マスバランスを適用している事業者は書類監査とする。

添付2 リスク分類と認証サイクル・監査実施時期（小規模ライセンサー、単独ライセンサー）

カテゴリー	条件	認証サイクル	監査の頻度
D	下記のいずれかに該当する事業者 ・監査において、不適合が確認項目の五分之一以上指摘された事業者 ・重要項目の不適合が要因で認証一時停止となった事業者 ・直近の認証サイクルにおいて、度重なる認証一時停止または、認証取消がなされたことがある事業者 ・不適合の可能性を示す根拠のある報告、申し立て(allegation)がなされた事業者 ・その他FLJが判断した認証事業者	6年	認証サイクルに3回実施 更新監査:1回 中間監査:2回※ ※実地監査又は書類監査1回、 特定項目監査1回
E	・監査での不適合数がほぼ平均値前後かそれ以下である事業者 ・(かつ/または)直近の認証サイクルで、重要項目の不適合が要因で認証一時停止となっていない事業者 ・(かつ/または)直近の認証サイクルにおいて、度重なる認証一時停止、認証取消の経歴がない事業者	6年	認証サイクルに2回実施 更新監査:1回 中間監査:1回※ ※特定項目監又は書類監査1回